

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第3章 大学院 第9節 休学期間 (休学期間) 第63条 (略) 2～3 (略)</p> <p>4 休学期間は、第55条の在籍年限に算入する。ただし、当該学生が所属する専攻の申し出を当該学府等の議を経て特に認めた場合は、在籍年限に算入しない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第81条の3の規定により計画的な履修が認められた後の休学期間は、在籍年限に算入しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第14節 教育方法、教育課程の履修等の特例 (長期にわたる教育課程の履修) 第81条の3</p> <p>1 学生が、職業を有している等の事情により、第54条に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により計画的な履修を認められた者は、大学院の在籍年限を超えることができない。</p>	<p>第3章 大学院 第9節 休学期間 (休学期間) 第63条 (略) 2～3 (略)</p> <p>4 休学期間は、第55条の在籍年限に算入する。ただし、当該学生が所属する専攻の申し出を当該学府等の議を経て特に認めた場合は、在籍年限に算入しない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第81条の3の規定により計画的な履修が認められた場合は、<u>計画的に教育課程を履修する期間中</u>の休学期間は、在籍年限に算入しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第14節 教育方法、教育課程の履修等の特例 (長期にわたる教育課程の履修) 第81条の3</p> <p>1 学生が、職業を有している等の事情により、第54条に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により計画的な履修を認められた者は、大学院の在籍年限を超えることができない。</p>	<p>長期履修期間中の休学の取扱いを明確にするための改正</p>

附 則 (令和5年9月20日教規則第6号)  
この規則は、令和5年9月20日から施行する。